大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により北上 市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成 19 年 11 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ホーマックスーパーデポ北上藤沢店 北上市藤沢 20 地割 36番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 ホーマック株式会社
- 3 北上市から聴取した意見の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項 開店後に生じる生活環境問題について、誠実に実効ある対応策を講じるほか、これらに対応する連絡先・窓口について周

開店後に生じる生活環境問題について、誠実に実効ある対応策を講じるほか、これらに対応する連絡先・窓口について周知を図られたい。

(2) 駐車場需要の充足等交通に係る事項

店舗が主要幹線道路の合流地点に隣接することから、関係機関と連携のうえ、円滑な交通の確保に十分努められたい。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ア 廃棄物の減量化とリサイクルの推進について、資源循環型社会の形成推進の趣旨に沿って、計画どおり推進されたい。 イ レジ袋の削減や生ゴミが発生する場合は堆肥化処理について検討をお願いしたい。

(4) 防犯及び非行防止対策に係る事項

来客者が駐車場を利用することができる時間帯以外は車両の進入を制限し、夜間時に青年等のたまり場とならないよう、管理の徹底を図られたい。

- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音規制法の特定施設又は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の騒音発生施設に該当する 施設を設置する場合は、当該法令による届出等手続きに遺漏のないようにされたい。
 - イ 騒音の発生を抑えるため、来店車両及び業務車両へのアイドリングストップの奨励を図られたい。
- 備考 本公告に係る北上市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び北上市 役所に備えておいて縦覧に供する。